

21消安第13302号

平成22年2月24日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

ブータンから我が国向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について

今般、国際獣疫事務局を通じて、ブータンにおいて強毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生があった旨の情報を入手した。本疾病の我が国への侵入防止に万全を期すため、ブータンから日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の取扱いについては、下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

2 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛